

(次期)北九州市障害者支援計画 障害種別対象一覧

分野7. 生活環境の整備(障害に配慮したまちづくり)							
(1)「住まい・住環境の整備」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
7-(1)-1	市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居	◎	○	○		○	○
7-(1)-2	一般住宅への入居支援	○	○	○		○	○
7-(1)-3	すこやか住宅等多様な住宅供給の促進	◎	○	○		○	○
7-(1)-4	日常生活用具の給付等	○	○	○	○	○	○
7-(1)-5	グループホーム等の整備促進	○	○	○		○	○
7-(1)-6	障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化	○	○	○	○	○	○
7-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○
(2)「移動しやすい環境の整備等」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
7-(2)-1	公共交通機関旅客施設等における配慮	◎	○	○	○	○	○
7-(2)-2	公共交通機関のバリアフリー化の促進	◎	○	○	○	○	○
7-(2)-3	公共交通機関以外の移動手段の確保	◎	○	○	○	○	○
(3)「アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
7-(3)-1	建築物のバリアフリー化の促進	◎			○		
7-(3)-2	都市公園のバリアフリー化	◎			○		
(4)「障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
7-(4)-1	バリアフリーのまちづくりの推進	◎			○		
7-(4)-2	市街地の計画的な立地、整備の推進	◎			○		
7-(4)-3	道路のバリアフリー化	◎			○		
7-(4)-4	生活道路における歩行者等の安全な通行の確保	◎			○		
7-(4)-5	公共的施設のバリアフリー化の推進	◎			○		
7-(4)-6	障害者当事者との意見交換	◎	○	○	○	○	○
7-(4)-7	ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進	○	○	○	○	○	○
分野8. 情報アクセシビリティの向上(意思疎通支援の充実)							
(1)「障害のある人に配慮した情報提供の充実等」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
8-(1)-1	情報通信機器等の調達に係る配慮	○	○	○	○	○	○
8-(1)-2	パソコンボランティアの活用支援	○	○	○	○	○	○
8-(1)-3	北九州市障害福祉情報センターの充実	○	○	○	○	○	○
8-(1)-4	視聴覚障害者情報提供施設の充実	◎			○		
8-(1)-5	聴覚障害のある人へのための支援推進	◎			○		
8-(1)-6	視覚障害のある人への情報の提供に関する対応	◎			○		
8-(1)-7	聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等	◎					
(2)「意思疎通支援の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
8-(2)-1	意思疎通支援者の派遣の推進	○	○	○	○	○	○
8-(2)-2	情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進	○	○	○	○	○	○
8-(2)-3	意思疎通が困難な重度の障害がある人に対する支援の充実	○	○	○	○	○	○
8-(2)-4	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進	◎	◎		○		
(3)「行政情報のアクセシビリティの向上」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
8-(3)-1	行政情報の提供の推進	○	○	○	○	○	○
8-(3)-2	障害のある人への災害・避難情報の提供推進	○	○	○	○	○	○
8-(3)-3	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供	○	○	○			
8-(3)-4	知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供		○		○		

(次期)北九州市障害者支援計画 障害種別対象一覧

分野9. 安全・安心の実現(防災、防犯、消費者保護)							
(1)「防災対策の推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
9-(1)-1	北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進	○	○	○	○	○	○
9-(1)-2	障害特性に配慮した情報伝達の推進	○	○	○	○	○	○
9-(1)-3	地域ぐるみの防災ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○
9-(1)-4	障害特性に応じた災害時支援の推進	○	○	○	○	○	○
9-(1)-5	福祉避難所の確保	○	○	○	○	○	○
9-(1)-6	災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進	○	○	○	○	○	○
9-(1)-7	要配慮者利用施設における避難確保	○	○	○	○	○	○
9-(1)-8	災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応	◎			○		
(2)「防犯対策の推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
9-(2)-1	聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応	◎					
9-(2)-2	犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進	○	○	○	○	○	○
(3)「消費者トラブルの防止及び被害からの保護」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
9-(3)-1	障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済	○	○	○	○	○	○
9-(3)-2	消費者安全に関するネットワークの構築	○	○	○	○	○	○
9-(3)-3	消費生活相談体制の整備	○	○	○	○	○	○
分野10. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止							
(1)「障害を理由とする差別の解消の推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
10-(1)-1	障害を理由とする差別の解消に向けた取組	○	○	○	○	○	○
10-(1)-2	障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進	○	○	○	○	○	○
10-(1)-3	相談・紛争解決等を実施する体制の運用	○	○	○	○	○	○
10-(1)-4	人権施策の推進	○	○	○	○	○	○
(2)「権利擁護の推進、虐待の防止」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
10-(2)-1	虐待の予防と早期発見	○	○	○	○	○	○
10-(2)-2	障害のある子どもの保護者への支援				◎	◎	
10-(2)-3	成年後見制度の利用促進	○	○	○			
10-(2)-4	成年後見制度利用支援事業の推進	○	○	○			
10-(2)-5	相談・支援の担い手による取り組みの推進	○	○				
10-(2)-6	障害福祉サービス利用者等からの苦情対応	○	○	○	○	○	○
10-(2)-7	高齢者・障害者あんしん法律相談の推進	○	○	○	○	○	○
(3)「行政等における配慮の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
10-(3)-1	市における合理的配慮の充実	○	○	○	○	○	○
10-(3)-2	市職員等の研修の実施	○	○	○	○	○	○
10-(3)-3	市における行政情報の提供における配慮	○	○	○	○	○	○
10-(3)-4	障害特性に応じた選挙等に関する情報提供	○	○	○		○	○
10-(3)-5	投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保	○	○	○		○	○
10-(3)-6	資格試験等における配慮の提供	○	○	○	○	○	○

(次期)北九州市障害者支援計画 障害種別対象一覧

分野11. 広報・啓発の推進(障害のある人に対する理解の促進)							
(1)「広報・啓発活動の推進」		身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児	発達 障害児者	難病
11-(1)-1	幅広い広報・啓発活動の推進	○	○	○	○	○	○
11-(1)-2	障害者週間における啓発活動	○	○	○	○	○	○
11-(1)-3	「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進	○	○	○	○	○	○
(2)「障害及び障害のある人に対する理解の促進」		身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児	発達 障害児者	難病
11-(2)-1	障害のある人や障害福祉関係団体の参画による啓発活動の実施	○	○	○	○	○	○
11-(2)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進	○	○	○	○	○	○
11-(2)-3	視覚障害者誘導用ブロック等の理解促進	○					
11-(2)-4	学校における人権教育の充実	○	○	○	○	○	○
11-(2)-5	地域住民等との日常的交流の推進	○	○	○	○	○	○
(3)「ボランティア活動等の推進」		身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害児	発達 障害児者	難病
11-(3)-1	障害のある人を支援する取り組みの促進	○	○	○	○	○	○
11-(3)-2	ボランティアの育成の推進	○	○	○	○	○	○